

護方策は其保護せんと欲する所の者に利益を與ふること能はずして却て地主の或者に利益を與ふるものと云ふべし、例へば綿布の製造を奨励せんと欲し外國の綿布に重稅を課して之を保護せば綿布の價格概ね稅額支け騰貴すべし、而して若し此騰貴をして國中普通の營業所得を超過するの利益あらしめば、資本、労力の之に向ふ者を増加し、其利益をして普通の營業と同一ならしむるまでには綿の供給を増加すべし、然らば即ち綿布製造は他の保護を受けざる營業に比して特に利益あることなく、之に使用する所の資本労力は之を他業に用ゆると同様の利益を得るに止まるべし、要するに只當初競争の起らざる間に保護を受けたる二三の營業者に一時特利を與ふるに過ぎざるなり、然るに綿布の原料品たる綿花を産する土地を所有する者は土地の供給は固より限あるものなれば綿布製造の増加に由り綿花の需用を増加し大に其所有地の小作料を増加するを得べし、其他製鐵の事業を保護せば鑛山所有主の爲め借區料を増加すべし、葡萄酒製造を保護せば葡萄園の借付料を増加すべく長鞭馬腹に及ばずして、結局被保護者に特利を與ふるを得ず、其利益は尋常一般の營業に異なること能はざるに至り被保護者の爲には之を受くると受けざるとに由りて毫も其利益に差違あることなく、時としては保護を頼み供給

を剩多ならしめ外國へ投げ賣を爲さるを得ざることあり、合衆國製銅事業獨逸製鐵事業等其例甚だ多し、徒に消費者を苦しめ、既に富裕を極むる所の地主に特利を與て、富の配當をして益々其宜きを失はしむるの實なきを得ず、而して保護を受くる所の物品が綿花鐵類の如く廣く製造の原料品として用ゐらるゝ者なるときは大に生産の費用を増加し頗る工業の發達を妨ぐるの虞なしとせず、由是觀之保護方策は被保護者に利益を與へずして既に富裕を極め特に之を利するを要せざる所の地主に特利を與ふるや疑を容れず

第八目 保護は營業の種類を増加せず、資本労力使用の方向を定む

保護は内國に於て新に數種の業を起すの利ありと論する者ありと雖も、必ずしも保護を以て新業を起すことを得るものと爲す可らず、唯若し保護なれば起すこと能はざる或る事業を劣等の場合に於て起すことを得る耳、即ち英國は麥の生産に於て北米合衆國に及ばざるは皆人の知る所なり、然りと雖も其或る地方即ちヨークシャー、淵或部分の如きは麥作に適すること合衆國西方優等の地に劣らず故に英國は方今全く保護を解放せしと雖も此等の地には尙ほ麥を耕作して十分の利益あり、只保護の廢止に由り西暦千七百四十七年

以前は彼の五穀令(外國の麥に輸入税を課し内國産の麥を保護せし法)の保護に依り僅に耕し得たる劣等の地に麥を耕作するを止めし耳、又北米合衆國は西暦千八百四十六年より同千八百六十年までの輸入税は其以後の者平均四割以上より輕く、西暦千八百五十七年の法に據れば平均二割二厘二毛地鐵の如きも其輸入税輕かりしと雖も右輕稅の時期に於てヒッツボルグ優等鐵坑に於て鐵の生産を廢止せしたことなし、又我國內地に於ても綿花、砂糖、麥の生産は遙に合衆國及西印度諸島に及はず、開港以來未だ曾て保護稅を課したることなしと雖も此等の物品尙ほ其優等地に產出す、凡そ資本労力を生産に用ゆる順序は是等をして第一着に最も自然に利益ある所の事業に向はしめ、其集中して利益漸やく減少するに及びて第二等、第三等に位する利源に向ふを當然とす、然るに今若し生産の難易を辨せず、強ひて不便なる物品の生産を保護するか如きは是れ自然の順序を失へるものにして、第一等の財源未だ盡きず利益上優等の事業未だ十分の發達を經ざるに已に人爲を以て第二等、第三等に位する所の事業に資本、労力を向け大に一國の損失を釀すに至るべし、即ち北米合衆國にありては綿花及麥作の天然の利未だ盡きず、其利產遙に他業の上に在るに方りて已に工業を獎勵せり、然るに資本、労力の景況未だ之を起

すに適せざるを以て、工は農の得る所と同様なる利益を得んとし大に其製品の騰貴を企圖し、西暦千八百六十五年より同千八百七十七年までの十二年間に保護稅の爲め其人民の消費物品を大約七十二億弗程高價に保てり、是れ合衆國人民が右十二年間に保護の爲め損失せし高にして保護なれば生計上右の額を節減することを得しものなり、右十二年間の人口は平均三千五百萬人に達せざりしと雖も、假に數歩を譲り之を三千五百萬人とすれば右の期間に一人平均の損失高二百五弗七十一仙餘、一年一人の平均損失高十七弗十四仙餘なりとす、方今世界に於て最も租稅の高きを佛國とす、然れども其國稅の高西暦千百八十六年即ち明治十九年に於て一人に付き凡十九弗八十仙を超過せず、然るに當時合衆國人民は被保護者の爲め殆ど佛國人民の負擔する稅額を支拂ひしものなり、合衆國保護方策の費用實に大なりと云ふべし、又英等の土地の穀物を耕して徒に其價格を高くし以て百般事業の發達を妨げたり、保護の營業の種類を増加せず只資本、労力使用の方向を決するや斯の如し、而して常に之をして、利益少き方に向はしめ計算上に不利なること亦斯の如し、其之を利益とするは實際の關係を知らざるの黨派に非ざれば則ち公益を

思はずして私利を謀るの私黨なり、其政略、兵事等に關し遠大の利害を慮り保護を爲すは時に或は瑣少計算上の不利を償ふ事あるべしと雖も、此等は皆機に臨み變に應じて論定すべき所の問題にして豫め其利、不利を確定すること能はざるなり

第九目 百般事業の發達は實業界の關係を複雑ならしめ保護の不便を増加す

元來保護は他業の收益を割きて二三の營業者を扶助するものなれば、百般の事業尙ほ幼稚の域に在りて營業の種類未だ多からず、互に相連絡すること今日の如く繞密ならざる時期に於ては強ひて不便を感じずと雖も、百の工業漸く發達進歩するに従ひ其種類及部分を増加し、種類益々多きを加へ部分愈々分るゝに至りては一に便なる所は他に便ならず利害衝突して其不便を増し、富源發達の障害となること少しとせず、又工業未だ發達せず一國主要の事業尙ほ農事にある時期に於ては、農產例へば羊毛に保護を加へ外國の羊毛に重稅を課するが如きことあるも、内國使用の量未だ大ならず、保護の爲め其價格を增加するも未だ以て他營業の發達を妨害することなかるべし、然るに内國に於て工業既に發達し羊毛の使用漸やく多を加ふるに方り之を保護せば忽

ち其價格を増加し毛絲、毛布製造の進歩を妨ぐべし、毛絲、毛布の輸入に重稅を課せば染物事業の進歩を妨げ、衣服裝飾品等の製造を妨ぐべし、又食品其他の原料品を保護せば工業の發達を妨ぐべし、鐵、麻、木材等に保護を加ふるときは器械の改良、船舶、汽車等の建造を妨ぐべし、機械、船舶等を保護せば工業、運搬の改良進歩を妨ぐべし、工業及船舶製造を保護せば物價低廉ならず國民其生計を易くすること能はずして百業萎靡衰退せん、之を要するに百般物品の製造者、生産者は自己の產出する所の物品に保護あらんことを望み其所用の原料品、食品、船舶製造等には之なきを冀ひ、運搬業者は其業に保護を受け、同時に積荷の多からんが爲め農產品、工產品の廉價にして其生産多からんことを欲し、外品輸入の容易ならんが爲め輸入稅の重きを好まざるへく、船舶、汽車、建築費の廉ならんか爲め其用品の廉なるを望むべし、斯の如く保護は之を一品に與ふれば他品他方の嫌忌を來たし愈々進めは愈々煩雜の關係を惹起し、終に進みて悉く天下の事業を保護し一般の保護は保護なきと同様なる結果を來たし、所謂車を數へて車なく到底百般の事業者をして満足せしむること能はず、徒に國民生計の費用を増加し遂に前陳合衆國の場合と同様國庫に收入なくして國民に重稅を課すると一般の結果を來たすに至るへし、宜へなる哉英國

の保護は其農産品の價格を騰貴せしめしを以て大に工業者の苦情を買ひ、西暦千八百四十七年の饑饉に至り細民の困難見るに忍びざるの結果を來たし、コブデン氏等の盡力に由り遂に之を全廢せり、佛國に於ては工業者中頗る保護の不利を感じ、殊に西暦千八百七十年頃タラード、カレー、モールス等の如き工業盛大なる地方の人民主として其不便を訴へ、又北米合衆國に於ても北方の保護、南方の農業に利あらず、南方の人士大に其不利を討論せしと雖も、北方頑然として之を聽かず、終に古今未曾有の内亂即ち南北戦争を惹起し、爲に約二十八億弗の公債を起し、壯丁を失ふこと百萬人を超過す、北方戰勝ちて南風復た競はす、保護政策愈々行はれ前陳の如く物價騰貴の結果を呈はせり、百業發達し其關係縛密を加ふるに及びて保護の不便なる夫れスの如し、保護の利益ありと云ふか如きは只特に一業に利あるを見て他業に如何なる關係を及ぼすかを見ざる者の論耳、而して其特に工業に利ありと云ふか如きは大に事實に反するものあり、保護を以て一般營業を發達進歩せしむるを得は則ち可なり、然れども等しく百般の事業を保護し毫も厚薄なからしむるは固より爲し能はざる所にして、良しや之を爲すを得るとも營業者の爲には保護なきと其效驗を同くし、消費者の爲には非常の不便あり、其保護を以て一定の主義と

し之を以て萬世に推さんと欲するものは是れ誤謬の見にして固より經濟國民の道にあらざるなり

第十目 保護は輸出を妨げ外國競争を誘致す

甲國か乙國市場に於て丙國、丁國等と競争し能く之に堪へ勝を制するを得る所以のものは其輸出する所の物品の物質佳良にして價格割合に廉なるに由る、然るに保護は被保護品の價格を増加す、今甲國に於て保護政策を行ひ其輸出品に保護を加へば其市價に多少の増加を來たすべし、若し輸出品にして製造品たる場合に於て其原料品に保護あれば必ず其價格を増加せざるを得ず、機械製造、船舶建築等に保護あれは、之を以て製造し、之を以て運送する物品の賣價必ず高からざるを得ず、加之保護は輸入を減するの效驗あるを以て輸入稅の收入を減し、勢ひ内國稅を重くして之を償はざるを得ざるに至るの虞なしとせず、果して然らば第四目に於て例せし甲國丙國の競争の如き場合は實地決して之なきを保し難く、乙國の市場に於て甲國忽ち失敗を取り、其保護の害を悟りて急に之を廢止し以て丙國等の物品を壓倒せんとすと雖も、乙國の市場既に丙國の物品に馴れ頗る挽回に苦むべし、事はに及んでは甲國は一時非常なる廉價を以て再び乙國市場の歓心を求めざるを得ず、果して然らば此

回復の爲め多少の損失を免れざるなり、今を距る三四十年前露國大に紡績事業を保護し爲に輸入税の收入を減少し、内國税を重くせしを以て其固有の物産なる獸脂の價格頗る騰貴し、之が爲め獨逸の競争者を獎勵し其結果延きて英國市場に於て露國の獸脂其跡を斷ちしことあり、保護の外國貿易を妨ぐる夫れ斯の如し、然るに茲に一説あり内國に於て重税を負擔するが爲め物品の輸出を妨碍せば之を輸出するに當り其税を拂戻し實際無税品とせば可なりと、夫れ或は然らん而して此方法たる諸國の往々施行する所なり、然りと雖も抑々拂戻税なる者は漫然之を行ふこと能はず、當該物品行動の監督、輸出の證明等苟しくも脱税の防禦に關する所の種々の規則は之を踏まざるを得ず、之が爲め官府の費用を要するは勿論、圓滑の動作を失ひ、商機を過まり輸出の業の滯滯を來す虞なしとせず（此等の事は予が所謂ボリューフ氏財政論關稅の部に詳なり就きて見るべし）、其輸出物品の租稅より来るものは尙ほ或は其幾分を避くるを得べしと雖も、機械製造、船舶建築等の保護より来るものは殆ど之を避くるに道なかるべし、故に曰く保護は内國品の輸出を妨げ外國競争を誘致すと

第十一目 保護は外國競争を排するの効力ありとの妄説

茲に又一種の説あり何ぞや、曰く保護は外國競争者をして我市場を蹂躪せしむるの患を斷つ、何となれば保護なれば我事業將に其萌芽を發せんとするに際し、彼れ數年の経験と巨大の資本とを以て暫時の損失を顧みず、我に於て幼稚にして漸く萌芽を發せんとする所の事業に對して競争を試みれば容易に我を壓倒することを得べし、斯の如くして一たび我を壓倒せば、彼は我市場を壟斷し漸次其物品の價格を増加し往日の損失を償ふべければなりと、是れ實に事實を見るに敏ならず、一應の理論を以て天下の實際とするものにして固より取るに足らざるの説なり、請ふ之を辯ぜん例へば我國に於て摺附木の製造に其萌芽を發し事業盛大を致さんとするの勢を示すに當り、英國來りて競争を試み論者の言の如く一たび我を壓倒し而して後壟斷を恣にし、漸次該品の價格を騰貴し損失を償ふことを得べきか斯の如きは蓋し爲し能はざるの業なりとす、抑々摺附木を製造する者は豈に只英國にのみ是れ限らんや、佛に獨に米に皆此品を製す、英國若し其價格を騰貴せば是等の國來りて競争すべし、然らば則ち英國は當初の損失を償ふが爲め該品を高價に賣らざるを得ずと雖も、佛、獨等は損失の以て償ふべきものなく廉價に之を賣却することを得べく勝算歴然として其手裏にあり復た何をか疑はん、英國を以て競争に狂

し自國の不利を忘却し、只他國の製造を斃すを以て快しとするの病ありと假定するに非ずんば何ぞ夫れ斯の如きの愚を爲さんや、然るに實地英國は商機に敏にして永遠の利益に通曉す、決して前陳の愚を爲さるなり、若し又英國飽迄第三者以下と競争を試み當初の損失を償ふを意とせず永久に摺附木を我製造するより廉價に賣却せば、我物産の豊饒なる資本勞力を用ゆる何ぞ該品製造に限らんや、之を絹茶等の生産に用ゐば永世廉價に摺附木を買ふことを得ん、英國の好意なる進みて我に廉價の贈物を送らば我れ何ぞ之を辭するを要せんや、由是觀之論者の言の如きは只一應の理論に拘泥し實際の關係と損得の分るゝ所とを探究せざるの説にして固より是れ皮相の見たるに過ぎざるなり

第十二目 英米兩國に於ける保護の差違

保護の事業發達上に不便なる既論の如し、故に英國に於ては夙に其制度を廢し、歐洲大陸に於ては漸く其勢を減じ又昔日の如く盛ならず、然るに北米合衆國に於ては少しく其盛時を過ぎしの狀あるも、其勢ひ尙ほ今日に盛にして其富源亦駿々として進歩するは頗る怪むべきものゝ如しと雖も、少しく事實の關係を明にせば是れ決して怪むに足らざるなり、請ふ之を辯ぜん

元來英國往時の保護は農業を主とし、彼の五穀令を以て其照點とせり、他國の保護殊に合衆國は即ち然らず、工業を以て之が主眼と爲し、其保護は合衆國對外國に非ずして、工業對農業なりとす、而して英國は其保護廢止の時即ち西暦一千八百四十七年既に舊國の地位に立ち人口稠密にして地に餘贏なく、保護の利を受くる者は専ら既に富裕を極むる所の地主前陳の理由に由りにして其害を受くる者は工業者及労力者にあり、故に其弊たる富者益々富み貧者益々苦み羨怨の情自ら制する能はず、時に西暦一千八百四十七年の飢饉ありて愈々其の害を明かにし、貧民の困難掩ふ可らず、是に於てヤコブソン氏等の説大人情に投じピール氏等の如き賢明の士朝に立ち能く其弊害を察し、終に五穀令廢止の効を奏し、英國の保護茲に至りて破れたり、然るに歐洲大陸の如きは時尚ほ創業の期に際し、多少人爲の誘導を要し加ふるに保護の害未だ此極に至らず未だ其全廢の期に達せざるなり、合衆國の如きは保護の利を受くる者は工業にして其害を被る者は農業なり、而して該國の農利は固より世界無雙にして假令多少其利を剥奪せらるも未だ以て死地に陥るに至らず、恰も貧者の失費は小額なるも大に其痛痒を感じ、富者は殆ど之を意とせると一般、又老者の爲には致命の傷痍たるも、壯者の爲には未だ其發達成長を妨くるに足

らさるか如く、合衆國の農業者は富者の如く其國は猶ほ壯者の如くなるを以て老者を斃すの疵と雖も未だ著しき害を與ふるに足らず以て未だ保護の弊害を表示し人心をして之を嫌厭せしむるに至らず、却て實際に於ては前述の如く物價騰貴の害あるにも拘はらず、合衆國の富源驚くべきの發達を爲せしを以て恰も其發達進歩は保護に原因すと爲すもの少からず、是れ尙ほ壯者は不攝生を爲すも發生の勢其害に勝ちて成長を妨げず、老者は攝生を爲すと雖も衰弱に赴くを見て不攝生を以て發達成長の原因と爲し攝生を以て衰弱の原因と爲すか如し實に憐むへきの誤謬と云ふへし、蓋し的面に害を與へすゝと雖も壯者の不攝生は害は則ち害なり後年に及びて其害を示すは數の免ること能はざる所なり豈に慎まさる可んや

自由貿易黨は各自の利益は各自之を知る敢て他の獎勵を要せずとの説を固執し、一切外國貿易上の抑制を解き全く之を各自の便宜に任せ、自在に外國貿易を營ましめんとす、是れ一理なきに非ず大に玩味す可きものありと雖も、其基礎とする所の各自の利益云々の説も萬世を通じて必ず常に然りとするを得ず、世の變遷に當り國民尙ほ新に利益の道に入るの見聞なく、既に之に入るも未だ之に歩するの術を知らざることなきを得ず、此の如き場合に於ては一

臂の力を假し鼓舞誘導を試みること又何の不可かあらん、啻に不可なきのみならず或は富源の發達を促し、全局の健康を保ち圓滑の發達を見るを得ることなしとせず、元來百般事業の中其一部は遙に他部に超えて進歩すと雖も、他部を棄て、獨歩すること能はず他部の隨伴するを待つ者なきを保し難し、勿論此の如き場合に於ては後れたる部分は特に需要を増加すべきを以て自然急劇の進歩を示すべしと雖も、人爲の之を促すものあれば其權衡を得ること更に速なるを得んや論を俟たず、又自由貿易家中稅關の設置は便宜の港灣に於て貿易を爲すを妨げ大に外國貿易の發達を障害す、故に關稅は宜く、之を廢止すべしと論ずる者ありと雖も、關稅を廢止すれば之に相當する内地稅を増加せざるを得ず、是れ外國品を保護して内國の生産者を苦むるものなり、元來稅關は巨萬の物品開港場に輻湊するを待ちて之を徵收するものなれば、内地稅關の如く產地に就きて徵收するを要せず頗る便利のものとす、而して歐洲各國の珈琲、椰子等に於けるが如く内地に產せずして需要廣き者は最も便利なる被稅品とす、豈に此の如きの良稅を廢して徵收困難にして民業に便ならざる内地稅を増加することを要せんや、而して内國生産品に稅あらば之と同種の輸入品に課稅せざるを得ず、關稅は決して之を廢止することを得ざるな

り、又武器、弾薬、危険物、劇薬等の如き政治上、兵事上其輸入に多少の監督を加へざるを得ざる者少しとせず、全く之を放任するも能く全局の面目を失はざれば即ち可なり、然れども時勢の變遷と不測の時變とに由り部局の關係其宜しきを失ひ、全局の權衡其平を得ざることあれば少しく人爲を加へ權衡を保持せしむるは決して失當の業に非ざるなり。

增訂正
經濟大意 終

明明明明明明明明明明
治治治治治治治治治治治
三三三三三三三三三三三
十十十十十十十十十十
六六五五四四四四二二一
年年年年年年年年年年
三三九九七七四四三三三十
月月 月月 月月 月月 月月
二十 月月 三二 月月 月月 二二
十九 八五 五十 四一 五二 五二
十二 一七 五二

日日日日日日日日日日日
六六五五四四三三再再初初
版版版版版版版版版版版
發印發印發印發印發印發印
行刷行刷行刷行行刷行刷

所 著 權 作

印 刷 所 著 發 行 者

(經濟大意與附)

(定價金七拾錢)

田尻稻次郎

櫻井義廉

太田音次郎

秀英舍

東京市小石川區金富町四十六番地

東京市神田區今川小路二丁目八番地

東京市京橋區西紺屋町二十六七番地

大賣捌所

東京市神田區表神保町四番地
東京市神田區一ツ橋通町七番地(電話本局三三三番)
神田區今川小路一丁目五番地(電話本局七六六番)
大阪市東區備後町四丁目芳流

日本經濟
斐閣書房

吉岡堂

專修學校出版書目

二

法博士 男爵田尻稻次郎著 銀 行 論 全一冊 定價金 壱圓	法博士 男爵田尻稻次郎著 二十年來經濟世界之景況 全一冊 定價金 壹圓	法博士 男爵田尻稻次郎著 經濟學應用新論 全一冊 定價金五拾錢	法博士 男爵田尻稻次郎著 經濟史眼 全一冊 定價金壹圓五拾錢	法博士 男爵田尻稻次郎著 公債論 全一冊 定價金壹圓五拾錢
法學士 小林丑三郎著 純正經濟學 全一冊 第三版近刊	法學士 小林丑三郎著 歐洲財政史 全一冊 定價金五拾錢	法學士 小林丑三郎著 專修理財學會經濟論叢 第一輯 定價金二拾錢	法學士 河津 邇著 商業政策全一冊 定價金五拾錢	法學博士 男爵田尻稻次郎著 金融問題全一冊 定價金七拾五錢
大日本法學博士男爵田尻稻次郎著 漢譯經濟學大意全一冊 定價金五拾錢	大日本法學博士男爵田尻稻次郎著 吉見謹三郎譯全一冊 定價金八錢	法學博士 松崎藏之助述 經濟大觀全一冊 定價金七拾五錢		

三

法學士神戸正雄

十九世紀ニ於ル社會的運動

法學博士阪谷芳雄
專修學校講師鈴木純一郎共述

統計通論
增補改訂民法總論
法學士川名兼四郎述
專修學校講師横山雅男著

全一冊定價金七拾五錢
全一冊印刷中
全一冊定價金七拾五錢
全一冊印刷中
第三輯定價金貳拾錢
第二版印刷中
第一冊定價金壹圓



終

